

平成24年3月30日  
号外第9号  
毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報



## 目次

### 規 則

- 秋田県財務規則の一部を改正する規則（25・財政課）…………… 1

## 規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹 敬 久

### 秋田県規則第二十五号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「又はチーム（以下「室等」という。）」を削り、同項第一号の表中「すべて」を「全て」に改め、同表の備考第一号中「会計課長」を「会計課長」に改め、同表の備考第二号中「室等」を「室」に、「室長」を「室長」に改める。

第六条第六項中「室等」を「室」に改める。

第七条第一項第二号中「東京事務所、地域振興局」を「地域振興局、東京事務所」に改め、同条第三項及び第四項中「東京事務所」の下に「総合県税事務所」を加える。

第七条の二中「地域振興局総務企画部長」の下に「（総合県税事務所にあつては、秋田地域振興局総務企画部長（当該事務所の支所に係るものにあつては、当該支所の所轄の地域振興局総務企画部長）」を加える。

第八条第三号中「地域振興局」の下に「又は総合県税事務所」を加える。

第八条の二第一項第一号の表中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「健康環境センター所長、農林水産技術センター所長」を「総合県税事務所所長、総合食品研究センター所長、健康環境センター所長、農業試験場所長、果樹試験場所長、畜産試験場所長、水産振興センター所長、森林技術センター所長」に改め、「総合食品研究センター所長」を削り、「事務（の下に「次項及び」を加え、「健康環境センター企画管理室長、農林水産技術センター総務管理室長」を「総合県税事務所納税部長、総合食品研究センター企画管理室長、健康環境センター企画管理室長、農業試験場総務管理室長、果樹試験場総務企画室長、畜産試験場総務企画室長、水産振興センター総務企画室長、森林技術センター総務企画室長」に改め、「総合食品研究センター企画管理室長」を削り、同条第四項中「より」の下に「総合県税事務所所長及び」を、「ついで、」の下に「それぞれ総合県税事務所の収納管理課長（当該事務所の支所に係るものにあつては、当該支所所長）及び」を加える。

第八条の三第二項中「及び第四項」を削り、「当該各項」を「同項」に、「健康環境センターの総務・企画班長、農林水産技術センターの予算経理班長」を「総合県税事務所の収納管理課長、総合食品研究センターの総務班長、健康環境センターの総務・企画班長、農業試験場の総務班長、果樹試験場の総務企画班長、畜産試験場の総務企画班長、水産振興センターの総務企画班長、森林技術センターの総務企画班長」に、「総合食品研究センターの総務班長、」を「及び」に改め、「及び県立学校の事務長補佐」を削り、同条第三項の表東京事務所企画政策課長の項の次に次のように加える。

総合県税事務所の総務班長

収納管理課長（当該事務所の支所に係るものにあつては、当該支所所長）

第八条の三第三項の表職業能力開発校総務班長、総務班長（地域振興局及び近代美術館の総務班長を除く。）の項中「職業能力開発校総務班長、」を削り、「及び」を「総合県税事務所所長及び」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前条第四項の規定により専決することができるものとされた者が不在の場合においては、同項の専決事項について、それぞれ総合県税事務所の総務班長（当該事務所の支所所長の専決事項にあつては、当該支所の総務班長）及び県立学校の事務長補佐が代決することができる。

第十一条第九項を次のように改める。

9 総合県税事務所所長の職にある出納員が不在の場合においては、その委任された事務について当該事務所の納税部長

の職にある副出納員が代決することができる。  
第十二条の表地域振興局の項を次のように改める。

地域振興局	総務企画部出納室長	当該室に属する会計管理者の事務（支払を除く。）
-------	-----------	-------------------------

第十二条の表東京事務所の項の次に次のように加える。

総合県税事務所	所長	当該事務所に属する県税の収納事務及び収納の際の第二百六十四条の二（歳計現金の保管の特例）第一項に規定する釣銭用現金の保管に関する事務
---------	----	--

第十三条第一号の表地域振興局の項から福岡事務所の項までを次のように改める。

地域振興局	総務企画部出納室の出納を担当する班長	総務企画部出納室長の職にある出納員の事務を補助執行する。
東京事務所	総務班長	東京事務所企画政策課長の職にある出納員の事務を補助執行する。
総合県税事務所	納税部長及び支所長	総合県税事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。
大阪事務所		大阪事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。
名古屋事務所	総務班長	名古屋事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。
福岡事務所		福岡事務所長の職にある出納員の事務を補助執行する。

第十三条第二号の表地域振興局の項から福岡事務所の項までを次のように改める。

地域振興局	総務企画部出納室に属する室長及び出納を担当する班長以外の職員	上司の命を受けて出納員、現金取扱員又は物品取扱員の事務を補助執行する。
東京事務所	企画政策課長及び総務班長以外の庶務を担当する職員	上司の命を受けて出納員の事務を補助執行する。
総合県税事務所	所長、納税部長及び支所長以外の職員	上司の命を受けて出納員の県税の収納事務を補助執行する。
大阪事務所		
名古屋事務所	所長及び総務班長以外の職員	上司の命を受けて出納員の事務を補助執行する。
福岡事務所		

第十三条第三号の表地方公所（東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所を除く。）の項中「地域振興局総務企画部県税課（北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては、県税部）」を「総合県税事務所」に、「地域振興局総務企画部県税課長（北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては、県税部長）」を「総合県税事務所長」に、「当該県税課（北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては、県税部）」を「当該事務所」に改め、同条第四号の表地方公所（東京事務所、大阪事務所

所、名古屋事務所、福岡事務所及び企業立地事務所を除く。)及び物品公所の項中「の職」を「(総合県税事務所にあつては、秋田地域振興局総務企画部出納室長(当該事務所の支所に係るものにあつては、当該支所の所轄の地域振興局総務企画部出納室長)の職」に改める。

第六十六条の二第二項及び第六十九条第二項中「地域振興局長」を「総合県税事務所長」に改める。

第七十二条第一号に次のように加える。

④ 介護サービス情報の公表手数料及び介護サービス情報の調査手数料

第八十五条第二項第八号中「徴収」を「徴取」に改める。

第九十二条第二項中「以下次項において同じ。」を削り、同条第二項を削る。

第九十三条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十五条第一項に規定する補償金等

第九十九条第二項中「支出命令者は」の下に「、支出命令をしたときは」を加える。

第一百八条第四号及び第五号中「所属長に属する職員で」を削る。

第三百三十六条中「資金前渡又は概算払の」を「第百条(資金前渡の精算)第三項及び第百一条(概算払の精算)第一項の規定による」に改め、「又は返納命令書」を削る。

第三百三十九条中「第百条(資金前渡の精算)第三項及び第百一条(概算払の精算)の規定による精算書兼返納命令書の送付並びに」を削り、後段を削り、同条に次の一項を加える。

2 地方出納機関は、第三百三十六条(資金前渡等の零精算書兼精算命令書等の審査)の規定による精算書兼返納命令書の審査及び前条の規定による返納命令書の審査をし、これを適正と認めたとときは、会計管理者に返納の通知をしなければならない。

第四百四十条第二項及び第二項中「前条後段」を「前条第二項」に改める。

第四百四十八条中「地域振興局総務企画部県税課長(北秋田地域振興局、秋田地域振興局及び平鹿地域振興局にあつては、県税部長)」を「総合県税事務所長」に改める。

第七十二条第二項中「徴収」を「徴取」に改める。

別表第一総務部の項中「各室長」を「徴収特別対策室長」に改め、同表企画振興部の項中「活力ある農村集落づくり推進チームリーダー」を「各室長」に改め、同項の次に次のように加える。

観光文化スポーツ部	観光文化スポーツ部長	各課長	イメージアップ推進室長
-----------	------------	-----	-------------

別表第一生活環境部の項中「各室長」を「八郎湖環境対策室長」に改め、同表農林水産部の項中「団体指導室長」を

削り、同表建設交通部の項中「建設交通部」を「建設部」に、「建設交通部長」を「建設部

長」に改め、「技術管理室長」を削る。

別表第二総務部長の項中「自治研修所」の下に「、総合県税事務所」を加え、同表企画振興部長の項中「、スポーツ科学センター」を削り、同項の次に次のように加える。

観光文化スポーツ部長	大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所、総合食品研究センター、スポーツ科学センター
------------	--

別表第二農林水産部長の項中「農林水産技術センター」を「農業試験場、果樹試験場、畜産試験場、水産振興センター、森林技術センター」に改め、同表産業労働部長の項中「大阪事務所、名古屋事務所、福岡事務所、」及び「、総合食品研究センター」を削り、同表建設交通部長の項中「建設交通部長」を「建設部長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL <a href="http://www.matsubarainsatsu.co.jp/">http://www.matsubarainsatsu.co.jp/</a>
印刷者	松原 巧	秋田市山王七丁目5番29号